

第4回スタートアップ・ DX・GXワーキンググループ資料

GMO INTERNET GROUP

2024年12月4日

GMOインターネットグループ株式会社

グループ執行役員 川崎 友紀

1. **GMOインターネットグループについて**
2. **バーチャルオンリー株主総会の導入理由・状況**
3. **課題・不安**
4. **法制化にあたってのご要望**

1. **GMOインターネットグループについて**
2. バーチャルオンリー株主総会の導入理由・状況
3. 課題・不安
4. 法制化にあたってのご要望

コーポレートスローガン

GMO INTERNET GROUP

創業以来、「インターネットのインフラ・サービスインフラ」を一貫して提供

すべての人にインターネット

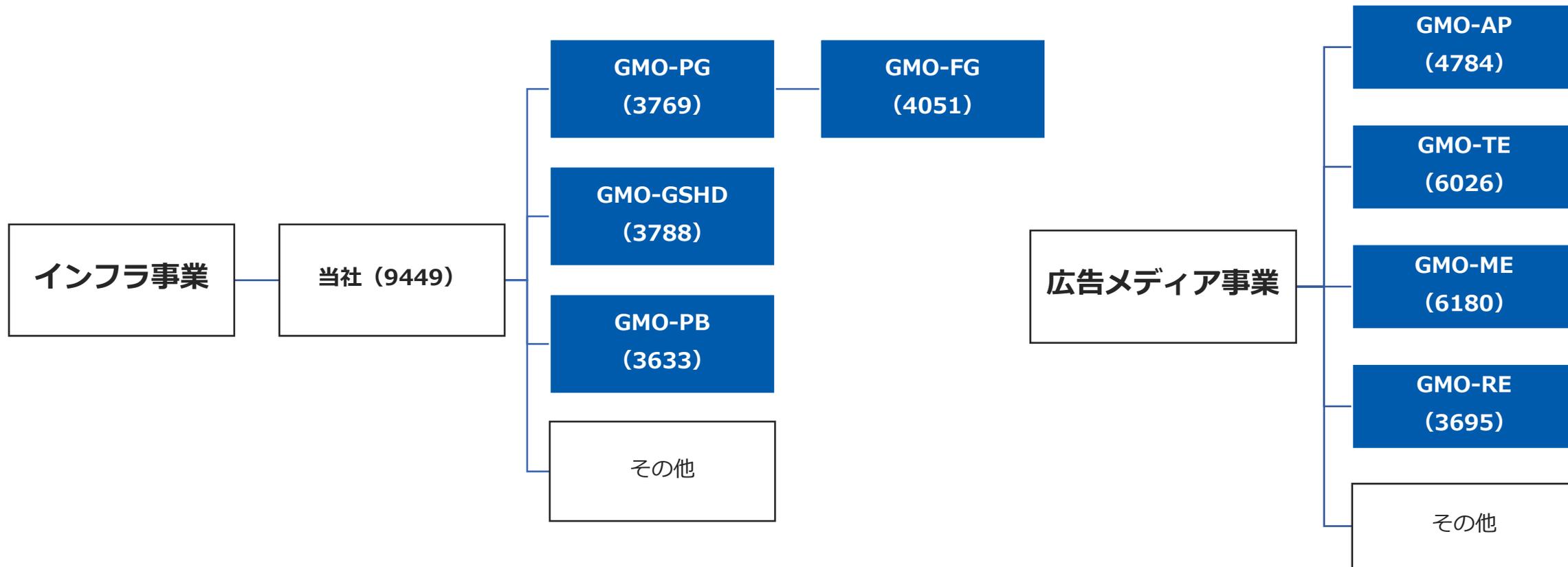
GMO

会社概要

本社	GMOインターネットグループ株式会社
代表者	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷 正寿
所在地	(グループ本社) 東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー (グループ第2本社) 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号 渋谷フクラス
設立	1991年5月24日
証券コード	9449 (東京証券取引所プライム市場)
事業内容	インターネットインフラ事業 インターネット広告・メディア事業 インターネット金融事業 暗号資産事業
資本金	50億円
グループパートナー数	7,546名
グループ会社数	連結111社 (2024年9月末時点)



ストラクチャー (1/2)



本資料内でのグループ会社の略称は下記の通りです

GMO-PG : GMOペイメントゲートウェイ

GMO-FG : GMOフィナンシャルゲート

GMO-GSHD : GMOグローバルサイン・HD

GMO-PB : GMOペパボ

GMO-AP : GMOアドパートナーズ

GMO-TE : GMO TECH

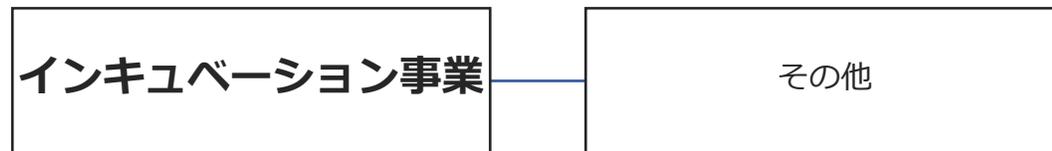
GMO-ME : GMOメディア

GMO-RE : GMOリサーチ&AI

Copyright © GMO Internet Group, Inc. All Rights Reserved.

上場子会社

ストラクチャー (2/2)



GMO-FH : GMOフィナンシャルHD

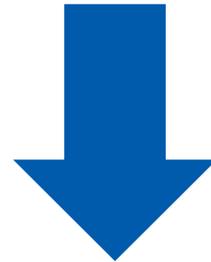
上場子会社

1. GMOインターネットグループについて
- 2. バーチャルオンリー株主総会の導入理由・状況**
3. 課題・不安
4. 法制化にあたってのご要望

バーチャルオンリー株主総会の導入理由・状況

- ①社会情勢（コロナ禍によるリアルでの参加者の減少と大人数が集まることへの抵抗感）
- ②グローバルな視点（海外株主様の株主総会へのアクセシビリティ向上）
- ③弊社の業種（インターネットに関する会社であること）

→インターネット利用の発展に関する事項は積極的に取り入れる姿勢



結果として、

GMOインターネットグループ上場10社でのバーチャルオンリー株主総会を実施

1. アンケート結果

- ・配信について：大変良い・良い（89%）
- ・バーチャルオンリー株主総会への参加意欲：参加したい（85%）

2. コメント

「これからもバーチャル株主総会での開催をお願いします。**遠方へ出向かなくてよい**ため。」
という肯定的なご意見の一方で、

「コロナ前のようなリアル株主総会を開催してほしいです。」
というご意見もございます。

※直近の定時株主総会（2024年3月21日実施）のアンケートより引用

株主様のご参加の分布状況

過去2回のバーチャルオンリー株主総会では、**北は北海道、南は沖縄まで**
日本各地からご参加いただいております。

メリットとして、

- ・ **会場までの株主様のご費用の負担がなくなる**
- ・ **場所的制約がないことで、ご参加への心理的なハードルが下がる**

と考えております。

1. GMOインターネットグループについて
2. バーチャルオンリー株主総会の導入理由・状況
- 3. 課題・不安**
4. 法制化にあたってのご要望

1. 通信障害への対応策及びそのコスト

- ①通信障害の責任の所在
- ②通信障害を引き起こすようなサイバー攻撃リスクへの対応
- ③法令等での手当てがどのように行われるのか
- ④予備日設定に伴うコスト負担

2. 濫用的な質問権の行使及び動議の提出

- ①通信障害を引き起こすような濫用的な質問権の行使及び動議の提出の利用

1. GMOインターネットグループについて
2. バーチャルオンリー株主総会の導入理由・状況
3. 課題・不安
4. **法制化にあたってのご要望**

1. 通信障害について

①責任の所在

例) 株主様や通信会社が起因となる場合の通信障害まで、「**通信障害**」に含まれるのか。

→会社側がどこまでの責任を負担する必要があるのかについてご検討をいただきたく存じます。

現状での対応状況は次頁に掲載しております。

1. 通信障害について

①責任の所在

現状では、株主様に対しては、推奨環境及びご留意いただきたい点として、招集通知に添付画像のような記載を入れております。

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使の上ご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※1 最新バージョンにてご覧ください

1. 通信障害について

②サイバー攻撃リスク

例) お問い合わせフォームや自由記述欄にスクリプトを仕込まれ、株主情報やシステムに入りこまれたことに起因する**通信障害**について、どのように扱うのか。

→バーチャルオンリー株主総会実施の会社としてどの程度の備えを準備しておけば良いのかについてご検討をいただきたく存じます。

1. 通信障害について

③法令等での手当て

会社法上の解決方法として「**株主総会等の決議の取消しの訴え**」が考えられますが、通信障害を取消事由の一つとして、どのように定義するかという問題がございます。

例えば、通信環境に関して会社として遵守すべきガイドラインや、通信障害に関する一定のセーフハーバーを法令上でご用意いただくなど、訴訟以外での柔軟な解決方法についてご検討をいただきたたく存じます。

2. 濫用的な質問権の行使及び動議の提出について

例) 濫用的な質問権の行使及び動議の提出について**議事整理権**を行使するとして、

当該株主のサイトからの退場などを実施するか。

→現状、招集通知に「議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令または議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。」と記載して対応しております。

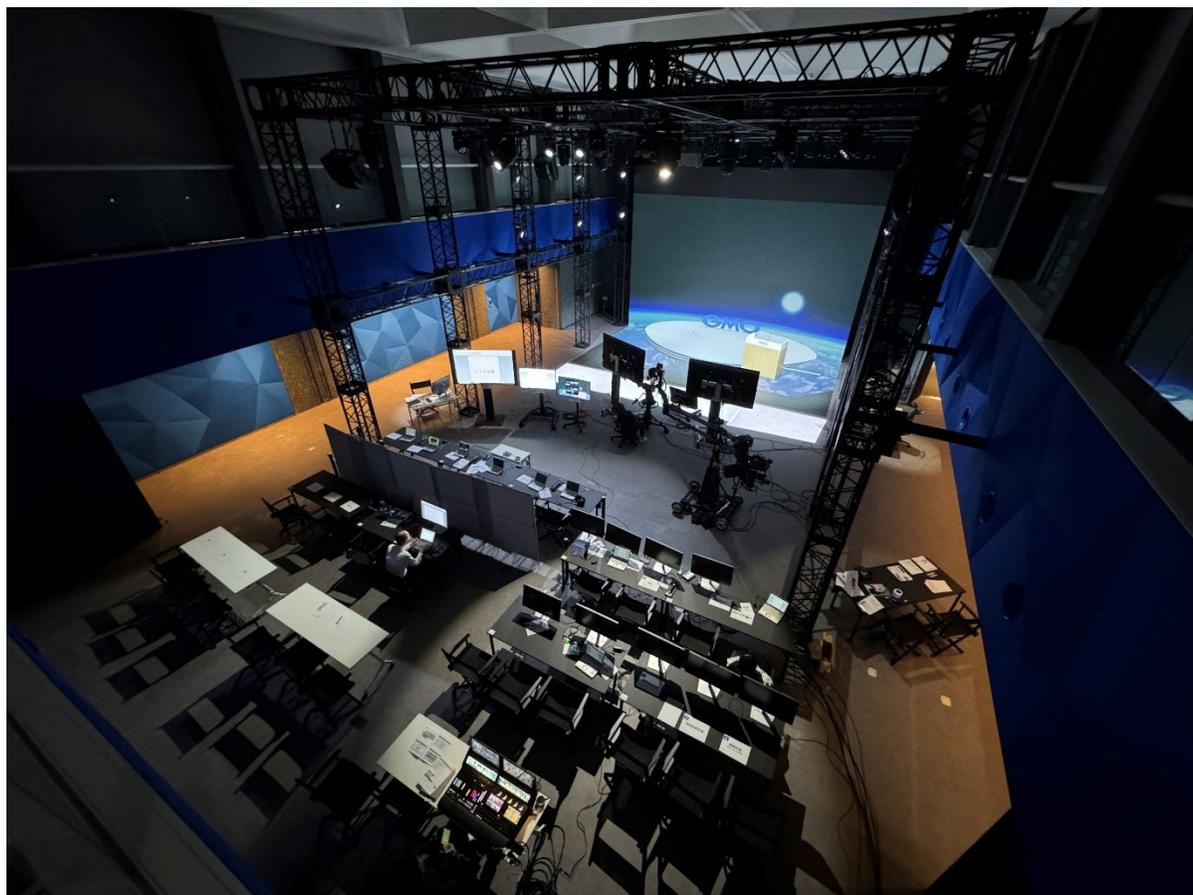
この通信の強制的な遮断についての必要性・合理性に関するガイドラインについてご検討をいただきたく存じます。

- ・ 当時の社会情勢のみならず、株主様のアクセシビリティを鑑みると
バーチャルオンリー株主総会は、現時点でも**アクセシビリティ改善の
一つ的手段**と評価ができる。
- ・ バーチャルオンリー株主総会は、現場に株主様がいないことによる
特有の論点があり、特に「**通信障害**」と「**濫用的な質問権の行使及び
動議の提出**」は、**最重要課題**となる。
- ・ 法制化にあたっては、**ガイドラインの策定**など柔軟な運用もご検討
いただきたい。

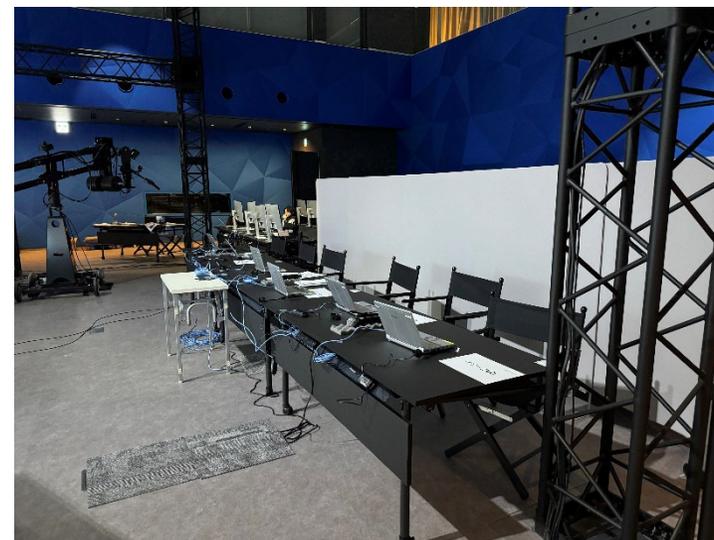
Appendix

バーチャルオンリー株主総会資料 (写真)

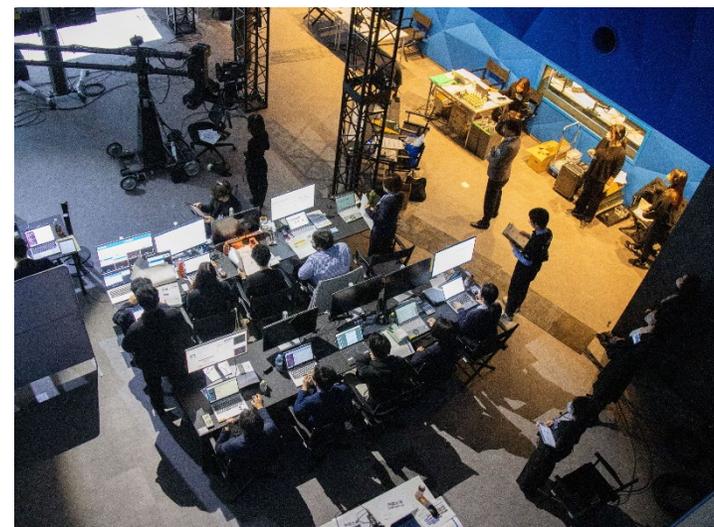
全景



役員席



事務局席



バーチャルオンリー株主総会資料 (写真)

撮影風景



バーチャルオンリー株主総会資料 (写真)

配信画面



すべての人にインターネット

GMO